

経済産業省

20150821情局第1号

平成27年8月25日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成27年8月21日付け警察庁丙組組企発第205号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成27年8月21日付け外務省告示第300号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、シリアにおける邦人殺害事件やチュニジアにおけるテロ事件が発生するなど最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、貴会会員に対し一層の周知徹底されるようお願いいたします。

別 表 5 1 2 7 年 及 び 6 8 8 日 を 次 の よ う に 改 正 す る 。 岸 田 文 雄

個 人 及 び 団 体 の 一 部 を 別 表 の と お り 改 正 す る 。

八 号 1 (b) 、 及 び 第 三 十 三 号 八 号 1 (c) (a) 第 一 三 九 〇 号 2 (a) 第 一 九 八

成 一 十 七 年 第 一 十 三 日 行 っ た 決 定 に 基 づ き 同 理 事 会 決 議 会 員 会

第 二 十 八 号 八 号 九 号 十 号 十 一 号 十 二 号 十 三 号 十 四 号 十 五 号 十 六 号 十 七 号 十 八 号

を 含 む 関 連 告 示 告 示 第 十 三 号 第 十 四 号 第 十 五 号 第 十 六 号 第 十 七 号 第 十 八 号

〇 外 務 省 告 示 第 三 百 三 十 二 号 及 び 平 成 二 十 七 年 第 一 二 六 七 号

象 と 件 名 ・ タ リ バ ン 合 安 係 者 等 を 指 定 す る 件 の 基 づ く 資 産 凍 結 等 の 措 置 の 対

(別表)

次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

512. モハンメド・アル・ガブラ(別名:(a)モハンメド・エル・ガブラ(b)ダニアル・アダム)

MOHAMMED AL GHABRA(a.k.a.: (a)Mohammed El' Ghabra (b)Danial Adam)

称号:不明

役職:不明

生年月日:1980年6月1日

出生地:Damascus, Syrian Arab Republic

国籍:英国

旅券番号:英国旅券 094629366

ID番号:不明

住所:East London, United Kingdom

国連制裁委員会による指定日:2006年12月12日(2011年12月13日及び2015年7月20日に改訂)

その他の情報:父親の名前は Mohamed Ayman Ghabra。母親の名前は Dalal。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2009年10月5日に終了した。

688. 削除